6月1日～7日は水道週間です

第66回水道週間スローガン

「たいせつに　みずはみんなの　たからもの」

市では、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給するため「本庄市水道事業ビジョン」を策定し、浄配水施設や管路の更新・耐震化等、ビジョンに掲げたさまざまな取組を実施しています。

毎年6月1日から7日は水道週間です。ここでは、水道を利用する皆さんに日頃から気を付けていただきたい点をお知らせします。これからも安全で安心な水道水が利用できるよう、皆さんのご協力をお願いします。

★水道課☎22-２１５１

漏水かな？と思ったら～まずはどこで漏水が起きているかを確認しましょう～

◆漏水の発見方法

①建物内のすべての蛇口を閉める

②水道メーターにあるパイロット（赤と銀のコマ）の状態を確認する

＜パイロットが回っていない場合＞

水道メーターから道路側で漏水しています。水道課にご連絡ください。

＜パイロットが回っている場合＞

水道メーターから建物側で漏水している可能性があります。市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください（修理費は本人の負担になります。賃貸住宅の場合は、建物の管理者に相談してください）。

※市指定給水装置工事事業者は、水道課及び市HPで確認できます。

工事の際は水道管破損に気をつけましょう～思わぬ断水・濁水を防ぐために～

建物等の解体工事中に給水装置（水道管等）を破損してしまう事故が相次いでいます。

破損すると、断水や濁水が発生し近隣の水道利用者に迷惑をかけることになります。解体工事を依頼する方や工事関係者の皆さんは次の点に注意して、破損事故の防止をお願いします。

◆解体工事の前に、水道管等の有無や位置関係を確認しましょう

→配管図は水道課で閲覧できます。

◆宅地内の水道管は地面から浅いところにも埋設されています

→作業員に位置を周知して、慎重な施工をこころがけましょう。水道管等の近くを重機で掘削するのは避けてください。

◆水道管等を破損した場合はすぐに水を止めましょう

→止水栓等で止水して、水道課にご連絡ください。止められない場合は、市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

◆破損に伴う修理費用は、破損させた方の負担です

貯水槽水道の適切な管理をお願いします

ビルやマンション等の建物にある、貯水槽水道（受水槽・高置水槽等）といわれる給水施設の衛生管理は、設置者が行うこととなっています。設置者の皆さんは、建物内の水道利用者に安全で安心な水が届けられるよう、日頃から適切な管理をお願いします。

【適切な管理のために】

- 清掃は毎年１回以上、専門的な知識・技能を有する者に依頼するなど、適正に行ってください
- 清掃終了後は、水の臭い・味・色・濁りを確認してください
- 貯水槽水道の周辺は常に清潔にしてください
- 大雨や地震等の後には、破損箇所がないか点検してください
- 水槽内に堆積物や浮遊物はないか、防虫網が設置されているか、マンホールのふたが施錠されているかを確認してください。

水道に関する情報は、市HPでもお知らせしています ▶

国民年金からのお知らせ

★市民課☎25-１１１４、支所市民福祉課☎72-１３３３

令和６年度年金額

◆表の見方

- 昭和31年４月２日以降生まれの方…表中①の金額
- 昭和31年４月１日以前生まれの方…表中②の金額

年金の種類		年金額（年額）	
老齢基礎年金（満額）		① 816,000円	② 813,700円
障害基礎年金	１級	① 1,020,000円	② 1,017,125円
	２級	① 816,000円	② 813,700円
遺族基礎年金（子１人の場合）		① 1,050,800円	② 1,048,500円
	基本	① 816,000円	② 813,700円
	加算	①②とも 234,800円	

【年金額に関するお問い合わせ先】

熊谷年金事務所☎048-522-5012

ねんきんダイヤル☎0570-05-1165

（050で始まる電話でかける場合）☎03-6700-1165

令和６年度年金生活者支援給付金

給付金の種類		給付額（月額）
老齢年金生活者支援給付金（基準額）【注１】		5,310円
障害年金生活者支援給付金	１級	6,638円
	２級	5,310円
遺族年金生活者支援給付金		5,310円

【注１】実際の金額は、保険料の納付済期間や免除期間に応じて算出します。

【年金生活者支援給付金に関するお問い合わせ先】

給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092

（050で始まる電話でかける場合）☎03-5539-2216

◎すでに年金を受給されている方は、６月上旬に日本年金機構から送付される通知で、ご自身の年金額等をご確認ください。

介護保険利用者負担金助成制度、負担限度額認定制度の申請（更新）を忘れずに

両制度とも、申請月分から対象となります。利用したい方は、事前に受給資格の認定を受けてください。また、現在制度を利用している方の有効期限は**７月末**です。継続利用の場合、再度申請が必要です。

①介護保険利用者負担金助成制度

居宅サービスを利用した場合に利用者負担金の一部を助成します。

対象・助成額　介護認定等を受けていて、次のいずれかを満たす方（生活保護受給者を除く）

・令和６年度の市民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受給している方…利用者負担金の２分の１

・令和６年度の市民税が世帯全員非課税の方…利用者負担金の４分の１

※４月１日時点での世帯状況で判断します。

用意　対象者名義の口座番号が分かる書類

②介護保険負担限度額認定制度

介護保険で施設サービスや短期入所を利用した場合に居住費や食費の負担が軽減されます。

対象　令和６年度の市民税が世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）非課税で預貯金等の資産が基準内の方

※配偶者には、事実婚も含む。

用意

①本人及び配偶者が持つすべての預貯金通帳の写し（最新の残高を記帳したもの）

※今年度は、継続して施設に入所中の方も提出が必要です。

②価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類

③令和５年度の介護保険負担限度額認定証（更新の方）

【①②共通】申請（更新）について

申請方法　申請書及び必要書類を郵送または直接申請先へ

申請先　介護保険課、支所市民福祉課

受付期間　６月17日(月)～８月30日(金)（必着）

※申請書は、申請先及び市HPで配付。

★介護保険課☎25-１７１９

①介護保険利用者負担金助成制度

②介護保険負担限度額認定制度